

児童手当の現況届をご提出ください

児童手当を受給している方に「現況届」をお送りします。必要事項にご記入いただき、6月中旬に下記まで提出してください。なお、添付書類が必要な方は現況届に記載していますので、現況届と一緒に提出をお願いします。

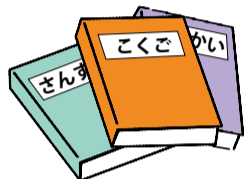
現況届を提出されなかった場合、令和3年10月以降に支給される手当が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますのでご注意ください。

※感染症予防のため、郵送での提出にご協力ください。

問合せ 保健福祉課(子育て支援) 1階⑫番
☎6915-9107

小・中学校の教科書をご覧いただけます

小・中学校で使用する教科書をより多くの方に知っていただくため、教科書(見本)を展示します。ぜひ手にとってご覧ください。



期間 6月11日(金)～7月14日(水) ※開庁日のみ

時間 9時～17時30分(金曜日のみ9時～19時)

場所 区役所 4階④番窓口付近

問合せ 教科書の展示場所などに関すること
総務課(教育担当) 4階④番
☎6915-9734

教科書に関すること
大阪市教育委員会事務局指導部
☎6208-9186 FAX6202-7055
問合せ可能時間
月～金曜日 9時～17時30分

介護保険利用者「負担限度額認定」等の更新手続きをお忘れなく

介護保険施設などへの入所や短期入所(ショートステイ)を利用した場合の食費・居住費の負担軽減の認定証及び社会福祉法人等による利用者負担軽減の確認証の有効期限は7月31日(土)までです。更新される方は6月30日(水)までに申請手続きをお願いします。



〈更新申請が必要な主な内容〉

- 負担限度額認定
- 特定負担限度額認定
- 高額介護サービス費受領委任払い承認
- 社会福祉法人等による利用者負担軽減
- 境界層処置

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番
☎6915-9859

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。月間中は「就職差別110番」を開設し、電話・メールでの相談を受付。採用面接時等の差別について関係機関の紹介等を行います。

問合せ 大阪府商工労働部雇用推進室 ☎6210-9518
rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

令和3年度の国民健康保険料について

保険料の決定

令和3年度(令和3年4月から令和4年3月)国民健康保険料の決定通知書を、区役所から6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのに困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。

令和3年度国民健康保険料(年額)			
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※1
平等割保険料(世帯あたり)	27,807円	9,508円	2,509円
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数 ×25,273円	被保険者数 ×8,642円	介護保険第2号被保険者数 ×14,612円
所得割保険料	算定基礎所得金額※2 ×8.22%	算定基礎所得金額※2 ×2.90%	算定基礎所得金額※2 ×2.60%
最高限度額	63万円	19万円	17万円

※1:介護分保険料は、被保険者の中に40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。

※2:算定基礎所得は、前年中総所得金額等-43万円となります。

◎世帯の所得割は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

保険料の改定

被保険者間の負担の公平性の観点から、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」となるよう、令和6年度には「府内統一保険料率」とします。

問合せ 窓口サービス課(保険年金) 3階⑩番 ☎6915-9956

6月 各種無料相談日のお知らせ

対象 大阪市民



- 不動産相談・司法書士相談は、大阪府行政オンラインシステムから予約できます。
- 定員 各2名(先着順) 申込期間 毎月1日から相談日4日前まで

相談名	日時	申込方法	場所
① 法律相談 予約制 【毎月第2・第4金曜日】	6月11日(金) 13時～17時 25日(金)	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※16名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所3階 相談室 ※電話がたいへん 混み合い、つなが りにくい場合があ ります。 ※換気のため、扉と 窓を開けて相談 業務を行っています。 ※マスク着用の徹 底をお願いします。
② 不動産相談 予約制 【毎月第2火曜日】	6月8日(火) 13時～16時	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※6名(先着順)(1人30分以内)	
③ 司法書士相談 予約制 (相続・贈与、会社・法人の登記、 成年後見など) 【毎月第3水曜日】	6月16日(水) 13時～16時	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人45分以内)	
④ 花と緑の相談 【毎月第2水曜日】	中止 次回は9月8日(水)の 予定です	当日会場にて受付	
⑤ ごみの出し方・予約方法 【毎月第3火曜日】 保存食品の寄付受付(※)	6月15日(火) 14時～16時	当日会場にて受付 ※保存食品の寄付は14時以降に お持ち込みください。	鶴見区役所 1階ロビー
⑥ こころの相談 予約制 (精神科医)	6月11日(金) 14時～15時30分 25日(金) 14時30分～16時	本人(鶴見区民)およびご家族 からの相談も可能です。電話 (☎6915-9968)、窓口にて事 前にご予約ください。	鶴見区役所1階 ⑪番窓口
⑦ 人権相談 一部予約制 (いじめ、差別、虐待、セクハラ、DVなど)	【平日】9時～21時 【日・祝】9時～17時30分 ※土曜日は休みですが電子メ ールによる相談は受け付けてい ます。	専門相談員が電話(専用☎6532-7830)、FAX、 手紙、メール、面談で相談を受付 ※通話料は自己負担 区役所で面談をご希望の場合は 事前に上記専用番号までご予約 ください。	港区役所 東淀川区役所 旭区役所 阿倍野区役所
人権擁護委員による特設人権相談所			
	6月18日(金) 13時30分～16時	当日会場にて受付	
⑧ 日曜法律相談 予約制	6月27日(日) 北区役所・住吉区役所	大阪市総合コールセンター「なにわコール」 (☎4301-7285)までお問い合わせください。 ※マスク着用の徹底をお願いします。マスク未着用の場合、 入室をお断りします。	

- 問合せ ① 総務課(政策推進) 4階④番 ☎6915-9683
- ② ③
- ④ 鶴見緑地公園事務所 ☎6912-0650 FAX6913-6804
- ⑤ 城北環境事業センター ☎6913-3960 FAX6913-3674
- ⑥ 保健福祉課(保健活動) 1階⑩番 ☎6915-9968
- ⑦ 大阪市人権啓発・相談センター 西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階
大阪第一人権擁護委員協議会 ☎6942-1489